草の根技術協力事業　事業評価報告書

作成日： 2025年　5月　9日

１．案件の概要	
業務名称	日本梨をラ・クラタ地区の特産品にする産地形成プロジェクト（地域活性化特別枠）
対象国・地域	ドミニカ共和国・コンスタンサ市　ラ・クラタ地区
受託者名	松戸市
カウンターパート	ドミニカ共和国農地庁
全体事業期間	2022年　4月　～ 2025年　4月

２．事業の背景と概要

対象国の農村部における貧困層の割合は24.0%（2021年）であり、都市部の23.2%と比較して貧困率に大きな開きがあることが、ドミニカ共和国の課題となっている（ドミニカ共和国経済企画開発省の統計による)。

同地域は、農業を生業とする地域で、現在もサトウキビやタバコなどモノカルチャー農業に従事し、それに代わる安定した収入がない現状である。

松戸市は2016年にドミニカ共和国農地庁と日本梨の栽培指導に係る覚書を交わし、コンスタンサ市にて国際交流事業として実施してきた。

本事業は、ラ・クラタ地区にて、松戸市がもつ日本梨の栽培技術を草の根技術協力事業を通して現地に普及することで、日本梨が生産者自らの意思で栽培される農作物となることを目指した。

本事業では、①日本梨の栽培普及員が育成される、②日本梨の栽培技術が一般農家に普及する、③日本梨への興味・関心がラ・クラタ地区内外で高まる、これら3つを成果とした。これらの成果達成により、「ラ・クラタ地区において日本梨が地域の特産品（※）として栽培される」ことを、プロジェクト目標として目指した。

※収穫量の大小、第三者からの認定に関わらず、生産者自らの意思で、特定の地域で栽培される農作物となること。

将来的には本事業によって日本梨が地域の特産品として栽培されることで、多様な収入源を確保することにつながり、単一の農作物を生計とする農業形態から脱却することが期待される。

３．事業評価報告

（１）妥当性

本事業は以下の理由により妥当であると考えられる。

<u>●ドミニカ共和国の開発計画との整合性</u>

国家農業政策として、農地庁が「戦略的農業セクター計画2020-2030」を定めている。その中で2050年までのビジョンが記載されており、農業セクターの近代化・成長支援、生産・マーケティング支援が目標として掲げられている。本事業にて日本梨栽培の技術を伝承することで、ドミニカ共和国の農業に有効な技術の発展に寄与し、開発計画に合致すると考えられる。

●開発ニーズとの整合性

事業の背景で記載したとおり、農村部での貧困削減や地域開発については重要性が高い。対象地域における農業の継続的な振興を実現していくためには、特産品となる作物を育てて安定的に生産し、十分な収入を得ることが一つの方法であると考える。

●受益者

前述した状況より、農村部の貧困層の格差を是正し、対象地域の農家に裨益することを目的としたことに加えて、女性生産者組合にもアプローチして、女性の社会参画を促し、所得向上につながることを目指した。

（２）整合性

本事業は日本政府およびJICAの開発協力方針と一致しており、整合性があると言える。

●日本政府・JICA の開発協力方針との整合性

JICA グローバル・アジェンダのうち、「5 農業・村落開発」のうち「小規模農家向け市場志向型農業の振興」に見られるように、市場では輸入品で高価な梨をドミニカ国内で栽培できるようになることで農家の生計向上を志向しているという点において、本事業はその方向性に沿うものと言える。

●JICAの他事業との具体的な相乗効果・相互連関

フードバリューチェーン強化・農業ファイナンスに係る情報収集・確認調査を 2022 年～2024 年にかけてドミニカ共和国にて行っているが、ドミニカ共和国における主要な輸出品目はココア、バナナ等であり、これらの産業においては、女性農家における起業の動きもある（フードバリューチェーン強化・農業ファイナンスに係る情報収集・確認調査ファイナルレポートより）。高品質な日本の梨ができれば、女性の所得向上及びドミニカ共和国の農業セクターにおける発展につながると考えられる。

●他の開発協力機関等による支援との相互補完・調和・協調及び国際的な枠組みとの整合性

SDGsに掲げるゴールのうち、「1貧困をなくそう」、及び「17パートナーシップで目標を達成しよう」については本事業と関連性がある。「1貧困をなくそう」については、梨が安定的に育つことによって、現地農家に裨益し、農村部の貧困層を中間層に引き上げることに寄与する活動である。「17パートナーシップで目標を達成しよう」については、本市はプロジェクトサイトであるコンスタンサ市とパートナーシップ協定を締結しており、知識や技術等を共有して協力関係を強化することの一助となる。

また、本事業実施中に、本市にキャンパスがある千葉大学園芸学研究院とドミニカ共和国 ISA 大学が、部局間交流協定を締結（2024 年 1 月に協定署名式を実施）した。本事業におけるプロジェクトチームメンバーのうち 1 名が当該大学の名誉教授であり、日本梨栽培の分野について、今後も相互協力をしていく予定である。

（３）有効性

本事業の有効性は、やや高いと言える。その理由として、指標に照らした目標値には達しなかったが、一定の成果があったことが挙げられる。達成状況の詳細を以下に記載する。

●期待された事業の効果、目標水準の達成度

プロジェクト目標は、「ラ・クラタ地区において日本梨が地域の特産品（※）として栽培される」であり、プロジェクト目標に関連して設定された指標の目標値と事業終了時値については、以下の表のとおり。

※収穫量の大小、第三者からの認定に関わらず、生産者自らの意思で、特定の地域で栽培される農作物となること。

【プロジェクト目標の指標に照らした達成度】

・ 指標	・ 達成状況	・ 関連事項等
・プロジェクト終了時までに、農家による栽培本数が 1,250 本以上、収穫栽培面積が2ha 以上になる。	・栽培本数は 1,024 本、収穫栽培面積は 1.667ha である。	・栽培本数の内訳：農家による栽培本数 926 本、及びモデル圃場の栽培本数 98 本
・地域の農家戸数のうち 10%が日本梨栽培に参加するようになる。	・地域の農家戸数のうち 9.3%（14 戸）が日本梨栽培に参加している。	・本事業の初年度に参加した 3 農家（栽培本数は 130 本以上定植）については、栽培普及員として活動 ・上記農家のうち１農家の栽培普及員については、事故により死亡したが、親族が当該圃場を引き継いでいる。

なお、本報告書で頻出する用語の位置づけ、各圃場の定植時期及び本数は以下のとおりである。

【圃場の位置づけ】

①コンスタンサ試験場（第 1 圃場、第 2 圃場）

農地庁コンスタンサ支所が管理している試験圃場であり、本市と農地庁が 2016 年に締結した「覚書」に基づき、当該試験場では本事業の採択以前より、日本梨栽培を始めている。

②ラ・クラタ地区のモデル圃場

本事業開始後に、ラ・クラタ地区での梨栽培のモデルとなる圃場として完成させた圃場である。

【役割の位置づけ】

①栽培普及員

他の農家に対して実地指導を行える技術を持つ農家のこと。本事業では、初年度に参加し、栽培面積の大きい 3 農家を指す。

②一般農家（女性農家及び新規農家）

女性生産者組合を中心として、梨 3 本セット（少しの面積でも梨栽培に充ててもらうためのお試しパッケージ：秋のほほえみ、秋ゴールド、受粉樹各 1 本の苗木と肥料）のみを定植して試行している農家のこと。

【各圃場の定植時期及び本数】

・ 役割	・ 農家（圃場）名	・ 標高	・ 本数	・ 定植時期
―	モデル圃場	1712m	98 本	2024 年 2 月
栽培普及員	ER 氏	1756m	163 本	2022 年 12 月
	VT 氏(親族管理)	1600m	137 本	2023 年 2 月～3 月
	JS 氏	1750m	354 本	
新規農家	JA 氏	1453m	175 本	2025 年 2 月
	HV 氏	1764m	70 本	2025 年 3 月
女性農家	ES 氏	1466m	各 3 本	2024 年 7 月
	EM 氏	1458m		
	V 氏実家	1460m		
	CC 氏	1441m		
	CT 氏	1429m		
	MA 氏	1427m		
	FR 氏	1433m		
	CL 氏	1454m		
	RS 氏	1451m		

※各農家の苗木の成長については写真資料として添付した。

プロジェクト目標の達成状況に影響を与えた要因として次のことが考えられる。同じラ・クラタ地区でも、農家の形態（自作農、小作農、企業契約農家）、収入の状況（安定した本業・収入源があり、農業に依存しない形か）、農地面積の大小で本事業での梨栽培への取り組みは大きく異なる。地域の農家戸数のうち 9.3%（14 戸）が日本梨栽培に参加したが、目標値の 10%に達しなかった背景には、コンスタンサで一般的な短期的作物（レタス、キャベツ、ニンジン等）に比べ、長期的作物である梨の栽培着手には、長期的で見通しが明確とは言えず小規模農家にとっては参入のハードルがあったものと考えられる。

しかし、本事業においては、コンスタンサ試験場での栽培経験を活かしながら、モデル圃場でモデル栽培の基盤を作り、栽培普及員 3 農家が大規模栽培に着手し、女性農家を中心とした新規農家も関心を持ち、各家庭の庭等の小規模な面積にて栽培の試行を行った。このことから、梨の栽培に必要な仕組み作りを一定程度行えたと言える。

梨が安定的に生産されるまでには時間がかかることから、梨が結実し、特産品となるところまでは難しかったものの、本数及び栽培に参加をする農家戸数については目標に近い数値に達しており、対象地域にて日本梨栽培の可能性を広げたと言えるため、本事業には一定の成果があったと考える。

プロジェクトの成果・活動指標は、以下のとおり。

・ 活動	・ 指標	・ 達成状況	・ 関連事項等
1.1 プロジェクトチームがコアメンバーとともに日本梨の栽培普及計画を策定する	16 種類以上の教材が作成される。	17 種類の教材を作成済み。	現地での梨栽培のサイクルではなく、あくまでも日本で栽培した場合の教材である。
1.2 プロジェクトチームが、一般農家へ栽培指導する際に使用する教材を作成する	日本梨栽培指導に関する技術チェックリストを 7 割以上クリアしているコアメンバーが 2 名以上いる。	ドミニカ共和国プロジェクトチームメンバーは 1 名クリア	
1.3 プロジェクトチームが、コアメンバーに日本梨の栽培方法を指導する	栽培及び普及の理解度の試験に 70%以上の正答率を持つ栽培普及員が 20 名以上になる。	1 名 ※本テストの参加者は 40 名、70%以上の者が 23 名、うち栽培普及員が 2 名であった。	理解度試験は、2024 年 1 月 16 日（火）、プロジェクトチームメンバーが渡航した際に、農地庁及び現地調整員の協力のもと、筆記試験を実施した。
1.4 コアメンバーが栽培普及員に日本梨の栽培方法を指導する	指標設定なし	1.5 と同時に実施	
1.5 プロジェクトチームが、コアメンバー及び栽培普及員に一般農家への普及方法を現地に適した方法で指導する	指標設定なし	・7 回実施（日本梨栽培の専門家渡航時） ・現地調整員による滞在	・2022 年 6 月、12 月、 2023 年 2 月、7 月、 2024 年 2 月、6 月、12 月に実施した。 ・2022 年 5 月～2025 年 2 月まで、現地調整員が滞在して指導を行った。
2.1 プロジェクトチームがコアメンバーとともに、日本梨を栽培する一般農家を選定する	地域の農家戸数のうち 10%が日本梨の研修に参加する	53%（80 戸）が日本梨の研修に参加	・専門家を中心に研修を 4 回（2022 年 6 月、2023 年 2 月、2023 年 7 月、2024 年 1 月）実施した。 ・3 本セット（秋ゴールド、秋のほほえみ、授粉樹各 1 本の苗木と肥料）の定植を実施した。
2.2 選定した一般農家に栽培指導を行う	指標設定なし	・7 回実施（日本梨栽培の専門家渡航時） ・現地調整員による滞在	・2022 年 6 月、12 月、 2023 年 2 月、7 月、 2024 年 2 月、6 月、12 月に実施した。 ・2022 年 5 月～2025 年 2 月まで、現地調整員が滞在して指導を行った。
3.1 プロジェクトチームがコアメンバーとともに、2020 年度に実施した調査報告書を基に、マーケティング調査を実施する（特産品、観光農園、流通方法、広報ツール）	日本梨に関わるイベントへの参加者が 1,000 人以上となる	約 1,056 人以上	プロジェクトチーム渡航時の講演や式典及び天皇誕生日レセプションの人数を計上。 そのほか、広報ブースの出店を行った。
3.2 プロジェクトチームがコアメンバーとともに、農家、一般消費者、日本国内、コンスタンサ市内外向けの広報活動を計画し、実施する	日本梨についてマスコミ等で 10 回以上紹介される／SNS での 10,000 回 以上のレビュー数となる	ドミニカ共和国／日本のマスコミ等で 10 回以上紹介された。 ／SNS でのレ	・紹介された記事等は以下のとおり。 ・2022.4.5 Listin Diario ・2022.5.23 東京新聞 ・2022.6.29 el Caribe ・2022.9.7 テレビ東京

		ビュー数は、10,461 回である。	・2022.12.9 JCOM ・2023.7.6 telesistema11 ・2023.10.18 El Nuevo Diario ・2024.2.2 ちいき新聞 ・2024.2.22 N Digital Multimedia ・2024.3.1 Noticias de Impacto (IAD) ・2024.6.28 Almismo tiempo ・2024.8.17 TRA noticias ・2024.8.17 MV noticias ・2024.12.3 MV noticias ・2025.2.7 MV noticias ・SNS でのレビュー数は、本事業インスタグラムの動画の閲覧数とした。

なお、上記以外にも、農地庁側の活動も下記のとおり見られた。

①コンスタンサ支所圃場での潅水ホース設置：2025 年 1 月末頃に設置

②アシスタントの動員：2022 年 10 月～2023 年 6 月の期間に 1 人、2024 年 1 月～5 月の期間に 1 人、2024 年 6 月～10 月の期間に 2 人のアシスタントを動員した。

③他省庁等への働きかけで実現した活動：

・大統領府：モデル圃場の潅水について（完成は 2024 年 2 月）、農地庁職員含む本邦研修渡航費用について（2022 年 6 月頃依頼、2023 年 10 月に実施した。ただし、最終的な費用については 8 人 6 泊分を農地庁が負担）

・環境省：井戸の許可について（許可が取れたのは 2023 年 7 月）

・農業銀行：棚の設置における見積取得について（2023 年 12 月頃、使用資材と金額について取得依頼。2025 年 1 月に VT 氏圃場を視察予定だったが、本人が亡くなったため実現せず。）

（４）インパクト

以下に記載の理由から、女性農家における日本梨栽培への関心の高まりが見られた。

<u>●間接的・長期的効果の実現状況</u>

本事業の対象地域は、現在もサトウキビやタバコなどモノカルチャー農業に従事しているため、それに代わる安定した収入がない。

日本梨が彼らの意思で栽培される新しい農作物として栽培されるようになることで、対象地域の発展や人々の生活向上に貢献し、単一の農作物を生計とする農業形態から脱却することができる。本事業においては、梨栽培を始められる梨 3 本セットを定植してもらうことにより、日本梨栽培による新しい収入源の可能性を提案することができた。農地庁や栽培普及員、一般農家の方々が日本梨の栽培に意欲を示し、「コンスタンサを梨のまちにしたい」という思いを共有することができた。

また、社会的包摂を目指すうえで、女性農家による梨産業への参入は、ジェンダー平等性につながり、多面的な調和がとれることを期待している。本事業では、栽培普及員（特に VT 氏）の熱心な取り組みにより関心を持ち、9 戸の女性農家も定植に参加した。この

ように、女性農家における関心の高まり等の波及効果は見られた。

（５）効率性

本事業の効率性は中程度だと言える。その理由は以下のとおりである。

●事業の投入計画の効率性

当初の計画時期と実施時期とで大きな遅れがあった活動は、主に①マニュアル作成、②理解度確認試験、③新規農家の募集、である。計画と実施の時期に遅れが生じたという結果から鑑みると、効率性が非常に高かったとは言えない。時間がかかった要因として、以下のことが共通している。

【事業開始時における整備の遅れ・圃場の確保】

新型コロナウィルス感染症及び 2020 年のドミニカ共和国の政権交代により、圃場が十分に管理されておらず、プロジェクト開始後に圃場の整備の必要性が明らかになった。また、現地での土地使用者と、圃場の使用についての交渉が必要であった。

対応方法：プロジェクトチームメンバーのうち、梨栽培指導専門家を中心として、効率的な栽培が見込まれるように整備を計画し、現地調整員がアシスタントとともに実行した。また、新たな農地を増やす場合は、栽培が可能な土地かどうかの判断を同専門家を中心に行ってから定植をした。

【効果的な栽培を実現するための環境作り】

コンスタンサ市から対象地域であるラ・クラタ地区に移動する際の道路が整備されておらず、天候によって作業ができる日数に制限がかかってしまった。

また、栽培普及員が梨栽培技術の点で十分に習得されていない状況であったため、現地調整員の作業量が増加した。現地調整員とともに作業するアシスタントを雇用して対応する計画を立てたが、本人希望による退職等で安定的な雇用ができなかったことにより、栽培面積に対して現地調整員が作業する負担が大きいという状況が続いた。

対応方法：農地庁に状況を伝えて、道路の整備や移動手段の確保について協力してもらえるように要請した。また、アシスタントについては１名、プロジェクトで雇用するとともに、農地庁にもう１名のアシスタントを雇用するように要請した。要請したのち、すぐにアシスタントが必要な状況となったため、プロジェクトの費用でもう 1 名を雇用するに至った。

【栽培する農家の決定】

日本と環境が違うため、農家を選定する前に確認作業が必要であった。

対応方法：希望する農家については、日当たり、傾斜、土壌の種類、アクセス、灌漑、農業経験及び研修受講経験等を梨栽培専門家が確認し、栽培が可能と判断された場合に定植を行う流れであったため、選定までに時間がかかった。

【現地での梨栽培の理解】

日本の梨園では、品種によるが 7 月下旬～11 月上旬に収穫ができるが、梨栽培を開始して収穫ができるようになるまで、日本で梨を育てたとしても最低 4 年以上（梨栽培専門家等による、条件によって異なる）かかる。本事業では、実際に収穫をして食べるという工程には達しなかったため、梨の実がなるイメージを持ちにくかったことや、現地で日本梨を味わう機会がなかったことから、梨栽培を始めることに対して広く理解を得るこ

とに時間がかかった。
対応方法：梨栽培専門家、大学教授等のプロジェクトチームメンバー渡航時に講義や栽培指導を行うことで、栽培の普及に努めた。また、本邦研修に参加したコアメンバー（農地庁コンスタンサ支所長）及び栽培普及員2名は、日本で梨が育っている様子を視察して、より一層熱心に取り組んでいたため、本邦研修の効果も見られた。

また、事業費については、項目ごとの費用としては、下記の理由により不足した項目もあったが、中項目内での調整等をはかり、効率的な活用に努めたと考えられる。詳細は、以下のとおり。
【直接経費】
①海外活動費
計画当初よりも一人当たりの渡航単価が上がり、航空賃が不足したもの、海外活動諸費については余裕があったため、中項目内で調整が可能であった。
②国内活動費
計画では本邦研修を3回実施（年に1回）することを予定していたが、2024年度については対象者がおらず、実施しなかったため、計画額を下回った。
③設備・機材費
計画当初よりも、梨の種を送付する際の費用が高騰したため、予算が不足し、国内活動費及び直接人件費からの流用を実施した。
【直接人件費】
海外渡航日数の制限や天候等の事情により、活動日数が減ったため、計画額を下回った。

（６）持続性
本事業の持続性は以下の理由により、課題が残る。梨栽培の基礎的な技術（整地、台木育成、剪定、接ぎ木、花芽確認）は栽培普及員ができるようになり、農地庁の働きかけで農家が栽培を継続する環境づくり（潅水ホース、井戸掘削（未完成）、棚づくりに必要な融資に向けた見積もり取得支援）は一定程度進展した。しかし、今後、棚づくり、受粉、摘果、収穫という工程があり、栽培サイクルを数度も回し、盗難防止や自然災害への対応、病害虫への対策なども講じる必要もある。最終的に農家がこれまでに投じてきた投資を利益として回収し、梨栽培が対象地区で持続するためには、残された課題があると言える。
●事業によって発現した効果の持続性の見通し
本事業の期間満了後も、対象地域にて日本梨栽培が可能となるように、17工程（※）に対する文字媒体及び動画（一部工程）によるマニュアルを作成した。文字のみではなく、写真や動画を用いて、よりわかりやすい内容を目指した。
※17工程とは、①草刈り、②土壌診断、③土づくり、④有機肥料づくり、⑤農薬散布、⑥摘果、⑦接ぎ木、⑧水やり、⑨収穫、⑩肥料施用、⑪落葉、⑫剪定、⑬棚づくり、⑭人工授粉、⑮病害虫対策、⑯新梢管理、⑰植え付け　である。
ただし、このマニュアルはあくまで日本の気候・土壌等で栽培した場合の教材であり、

日本のプロジェクトチームが作成したものである。将来的に、農地庁及び農地庁コンスタンサ支所にて使用することを想定し、案の作成段階から農地庁職員に確認してもらうことで、イメージの共有を進めてきた。現地に適合したマニュアルがあれば事業の持続性も高まるため、そのようなマニュアルができるまでは、関係機関のみに参考資料として所持してもらう。

●組織・体制面、技術面、財務面の状況

カウンターパートである農地庁は、本事業に非常に重きを置いている。日本から梨の専門家が渡航した際の研修や、本邦研修に職員を参加させて、知識を得た職員が業務に当たっている。なお、栽培普及員となった 3 名の農家は、自らの圃場で栽培しながら技術を学んでいるが、梨の栽培には時間がかかるため、全工程はまだ経験していない。加えて、このような状況の中で、熱心に取り組んでいた栽培普及員のうち 1 名が事故により亡くなった等の理由により、栽培普及員から新規農家へ技術を伝えていく段階には至らなかった。

財政面では、栽培に必要な資機材の購入や、対象地域へ向かうための道路の整備、移動手段の確保（農地庁コンスタンサ支所職員等が車の運転をして対象地域へ移動する）等、農地庁が予算を確保して行えたハード整備もあった。今後も、農業知識のある現地調整員を雇うために予算を確保していく旨、農地庁からは話があり、カウンターパートとしても日本梨栽培を継続することに対する理解が得られた。

（７）市民参加の観点での評価

自治体による事業実施であり、市民がドミニカ共和国の人や文化に触れる機会を設けることができた。

梨の栽培支援をきっかけに、本市とコンスタンサ市は、2022 年 11 月 30 日にパートナーシップ協定を締結するに至り、農業、スポーツ、教育、文化、環境の 5 分野において、両市の連携体制を継続中である。

これまでの活動としては、本市消防車の寄贈及び消防職員の派遣、松戸市立松戸高等学校にて、駐日ドミニカ共和国大使であるロバート・ミキイ・タカタ・ピメンテル氏による講演のほか、(株)明治に協賛いただいたドミニカ共和国産チョコレートを使って、市内の事業者によるオリジナルスイーツの販売等、気運を高めることができた。さらに、本事業の招聘者が、研修への参加だけではなく、松戸まつり（例年 10 月に開催している来場者数 30 万人を超える市民参加型の大規模な祭り）において、文化紹介や本事業の広報活動を行ったり、メレンゲやバチャータ等のダンスチームが参加するイベントの開催等、本事業を介して異文化に触れ、体験し、理解する機会を創出することができた。

４．今後に活かすためのグッドプラクティス・教訓・提言等

●グッドプラクティス

・本事業の活動を通して、日本梨栽培の魅力やプロジェクトチームメンバーの熱意が農地庁のトップにも伝わり、本市側の援助に頼ることなく、自主的にハード面の整備をする予算を確保するに至った。

●教訓

・2020 年のドミニカ共和国における政権交代により、カウンターパートの体制に変更が

生じたこと等の理由から、圃場が十分に管理されておらず、プロジェクト開始後に圃場の整備の必要性が明らかになった。相手国における政権交代を契機に、事業についての方針や運営主体が変わってしまう可能性については、今後も考慮するべきである。

・効果的な栽培を実現するための環境作りに、時間を要した。コンスタンサ市から対象地域であるラ・クラタ地区に移動する際の道路が整備されておらず、天候によって作業ができる日数に制限がかかってしまったことや、アシスタントの安定的な雇用が叶わない等の課題があった。対象地域における環境を整備するために、カウンターパートと十分なコミュニケーションを取ることが重要である。

・栽培普及員が十分に技術を習得するまでの間、日本側から指導が必要であるが、現地調整員の不在期間（ビザの期間に応じて帰国の必要あり）や、梨栽培指導専門家が渡航できる回数も限られているため、現地で技術指導を行えるように役割分担をする必要がある。対応方法として、現地調整員の帰国時には、現地と週 1 回のミーティングに現地調整員が参加し、作業の指示を出したほか、農地庁コンスタンサ支所の職員が、定期的に圃場のモニタリングを行った。また、2022 年 9 月及び 2023 年 10 月には、それぞれ 12 日間、7 日間の本邦研修を行い、観光梨園の視察、千葉大学での講義受講や施設の視察等を行い、日本での梨栽培について学ぶ機会を設けた。このような研修生の受け入れについては、今後も日本の梨栽培を学ぶ機会として重要であるため、本市においては積極的に受け入れていき、栽培普及員不足の解消につなげたいと考えている。

・梨の栽培には時間がかかるため、草の根技術協力事業の 3 年間で収穫を前提としたプロジェクト目標及び指標を設定することは難しい。そのため、栽培に時間がかかる作物を育てる事業を行う場合には、第 1 フェーズとして栽培の普及、第 2 フェーズとして栽培サイクルや病害虫への対応について試験の実施、第 3 フェーズとして流通・販売を行う等といった段階を踏む必要がある。本事業では、第 1 フェーズから第 3 フェーズまでを 3 年間の草の根技術協力事業の中で行う目標であったため、厳しい状況であった。10 年スパン等で事業を実施し、提案団体での予算を基本として事業を行うことが可能でないと、難しいと感じた。これらの段階を踏む中で、草の根技術協力事業の採択が受けられる場合にはいずれかのフェーズのみを行う、ということが現実的であると考えられる。

・現地調整員や梨の専門家、現地の事情及びスペイン語に精通している通訳者（日系二世の方）がプロジェクトチームメンバーとして参加していて、農地庁から高い信頼を得ていたが、当該メンバー以外の者だと農地庁と連絡が取りづらい等の状況が続いた。事業の継続性を鑑みると、人事異動等の事情で業務従事者の交代が起こる場合に備えて、組織として連携を取っていくという視点は重要である。農地庁への連絡については、事務局（本事業では松戸市）→通訳者等→農地庁（農地庁から事務局へも同様）といった連絡体制を構築して進めることが有効であると感じた。事務局と業務従事者の役割分担及び連携することが必要である。

・自治体が提案団体となり草の根技術協力事業を行う場合、専門知識の不足や語学面におけるコミュニケーションの取りづらさ、現行事業との兼ね合い等により、効率的に事業を進めることが難しい場合がある。そのため、指定団体（実施団体）として外郭団体等とともに事業を行うことを、選択肢の一つとして検討することも必要であると感じた。

・言語や文化的背景が異なる国どうしのコミュニケーションとなるため、決定事項につ

いては書面を残した方が実施しやすいと感じた。

●提言

・日本梨のように結果が出るまでに時間がかかる作物の栽培に着手することは、大きなチャレンジである。このチャレンジを可能にするためには、①現地カウンターパートによる継続的な予算の確保、②栽培普及員に十分な知識を伝承する（現地での指導のほか、日本での研修受け入れ等を行う）等、双方が長期的な覚悟を持って事業を進めることが必要である。

※A4 サイズ 5 枚を目途に簡潔にまとめてください。